道路占用料

<u>料</u>				
占用物件の種類	区分	単位	占用料(, , , , ,
E / 14 14 11 · 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 /			改正前	現行
法第32条第1項第1 号に掲げる工作物	第1種電柱 第2種電柱	1本1年につき 1本1年につき	1, 100 1, 600	
	第3種電柱	1本1年につき	2, 200	
	第1種電話柱	1本1年につき	940	
	第2種電話柱	1本1年につき	1, 500	
	第3種電話柱	1本1年につき	2, 100	1, 900
	その他の柱類	1本1年につき	94	85
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個1年につき	1,900	1, 700
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	790	720
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2, 300	2, 400
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1メートル1年 につき	9	9
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年 につき	6	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	920	830
		占用面積1平方メー		
	地下に設ける変圧器	トル1年につき	570	510
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1, 900	1, 700
法第32条第1項第2 号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	40	36
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	57	51
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	85	77
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	110	100
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	170	150
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年 につき	230	200
	外径が0.4メートル以上0.7メー	長さ1メートル1年	400	360
	トル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メー トル未満のもの	につき 長さ1メートル1年	570	
	外径が1メートル以上のもの	につき 長さ1メートル1年	1, 100	1, 000
注第39条第 1 項第 3 5	▲ 号及び第4号に掲げる施設	につき 占用面積1平方メー	1,900	
位第52末第1 复第 5 点	7次の治する(に掲げる)地段	トル1年につき	1,900 Aに0.005を	1,700 Aに0.005を
法第32条第1項第5 号に掲げる施設	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	系に0.003を 乗じて得た 額	系に0.000を 乗じて得た 額
	地下街及 び地下室 階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.008を 乗じて得た 額	Aに0.008を 乗じて得た 額
	階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.01を 乗じて得た 額	Aに0.01を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1, 100	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メー トル1年につき	680	710
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900	1, 700
法第32条第1項第6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	23	24
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	230	240
	看板 一時的に設けるもの	表示面積1平方メー	230	240
I	(アーチー時的に設けるもの	トル1月につき	230	240

	であるも のを除 その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2, 300	2, 400
令第7条第1号に掲 げる物件	標識	1本1年につき	1,500	1, 400
	祭礼、縁日等に際し、 旗ざお 一時的に設けるもの	1本1日につき	23	24
	その他のもの	1本1月につき	230	240
	幕(令第 祭礼、縁日等に際し、 7条第4 一時的に設けるもの	その面積1平方メー トル1日につき	23	24
	号に掲げ る工事用 その他のもの	その面積1平方メー トル1月につき	230	240
	アーチ 車道を横断するもの	1 基 1 月 に つ き	2,300	2, 400
	/ その他のもの	1 基 1 月 に つ き	1, 100	1, 200
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	1, 900	1,700
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を 乗じて得た 額	Aに0.033を 乗じて得た 額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に 掲げる工事用材料		占用面積1平方メー トル1月につき	230	240
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に 掲げる施設		占用面積1平方メートル1月につき	190	170
令第7条第11号に掲 げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を 乗じて得た 額	Aに0.014を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.024を 乗じて得た 額	Aに0.023を 乗じて得た 額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を 乗じて得た 額	Aに0.033を 乗じて得た 額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.034を 乗じて得た 額	Aに0.033を 乗じて得た 額

※Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。